

令和4年8月八戸市議会臨時会

報 告 事 件

8 月市議会臨時会に報告すべき事件

報告第25号 専決処分の報告について
(自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること
の専決処分)

報告第25号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和4年8月8日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和4年6月8日に八戸市小中野八丁目の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第19号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における金属標による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年7月4日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 23,518円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。